

清瀬市使用料審議会傍聴規程(案)

(目的)

第1条 この規程は、清瀬市使用料審議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、審議会会場の一部に設ける。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 報道関係者は、あらかじめ会長に届け出なければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他、人に危害を加えるおそれのある物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会における言論に対して批判を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。

- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話類は、使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて、審議会の事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。